

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### ◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認【環境局総務政策部環境学習課】2
- 収納事務の委託【市民文化スポーツ局地域・人づくり部市民活動推進課】5
- 収納事務の委託【環境局総務政策部総務課】6
- 指定障害福祉サービス事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】7
- 収納事務の委託【保健福祉局健康医療部健康推進課】8
- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体の認可【市民文化スポーツ局地域・人づくり部地域振興課】9
- 徴収事務の委託【建設局道路部道路維持課】10

北九州市告示第156号

北九州市環境ミュージアム条例（平成14年北九州市条例第24号）第5条第3項の規定により、北九州市環境ミュージアムの利用料金の額を承認したので、北九州市環境ミュージアム条例施行規則（平成14年北九州市規則第33号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

区分		金額		備考	適用期間
施設	展示室観覧料	0円			平成31年4月1日から平成36年3月31日まで
	多目的ホール	全部を利用する場合	1時間又はその端数ごとに1,810円	営利を主たる目的とする利用に係る場合の額は、規定の額の20割に相当する額とする。	
		2分の1を使用する場合	1時間又はその端数ごとに900円		
	実習室	1時間又はその端数ごとに730円			
	ドームシアター	1時間又はその端数ごとに1,380円			
設備	映像設備	高輝度液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに4,500円		
		携帯用液晶プロジェクター	1台につき1時間又はその端数ごとに2,250円		
		スクリーン（大）	1枚につき1時間又はその端数ごとに600円		
		スクリーン（小）	1枚につき1時間又はその端数ごとに300円		
		資料提示卓	1台につき1時間又はその端数ごとに1,120円		
		ビデオカセットレコーダー	1台につき1時間又はその端数ごとに750円		

	DVDプレーヤー	1台につき1時間又はその端数ごとに750円			
音響設備	マイクロホン	1本につき1時間又はその端数ごとに190円			
	マイクロホンスタンド（床置型）	1本につき1時間又はその端数ごとに70円			
	マイクロホンスタンド（卓上型）	1本につき1時間又はその端数ごとに40円			
	ワイヤレスマイク	1式につき1時間又はその端数ごとに750円			
	拡声装置	1台につき1時間又はその端数ごとに750円			
体験型環境学習事業	一般	1	500円	1	市内の高等学校の生徒以下の者が教育課程に基づく教育活動として教員の引率の下に利用するときは、利用料金（当該
	高等学校の生徒以下の者及び教育課程に基づく教育活動として利用する当該者を引率する教員	人 1 回	250円		

教員に係る利用料金を含む。)を徴収しない。

2 体験型環境学習事業とは、ミュージアムの施設及び設備を利用した体験活動を通じ、環境の保全に関する市民の理解を深めるための講習を行う事業をいう。

北九州市告示第157号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、市民活動サポートセンター・ムーブサテライト印刷機の賃貸料の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
公益財団法人北九州市 芸術文化振興財団	北九州市小倉北区室町 一丁目1番1号	平成31年4月1日か ら同年6月30日まで

北九州市告示第158号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市の環境の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成31年4月1日から同年6月30日まで
株式会社積文館書店ブックセンタークレスト小倉本店	北九州市小倉北区馬借一丁目4番7号	平成31年4月1日から同年6月30日まで
一般社団法人北九州エコタウンネットワーク	北九州市若松区向洋町10番地20	平成31年4月1日から同年6月30日まで
タカミヤ・里山・エックス共同事業体 代表者 関 宣昭	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	平成31年4月1日から同年6月30日まで

北九州市告示第159号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成31年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
月うさぎ デイサービス 北九州市若松区畠田三丁目5番36号	有限会社秀プランニング 千葉県松戸市根本171番地の4 代表取締役 山菅秀夫	特定無し	4016500458
きらきらデイサービス 北九州市八幡西区千代一丁目2番3号	フェリス株式会社 北九州市八幡西区千代一丁目2番3号 代表取締役 木村尚登	特定無し	4016701536

2 指定年月日

平成31年2月1日

北九州市告示第160号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、第二次北九州市健康づくり推進プランの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成31年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成31年4月1日から同年6月30日まで



北九州市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有する地縁による団体を次のとおり認可した。

平成31年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

1 認可地縁団体の名称

長尾新町町内会

2 規約に定める目的

地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に寄与すること。

3 区域

北九州市小倉南区長尾二丁目1番16号から12番22号まで、長尾四丁目2番1号から20番10号まで及び高野二丁目12番1号

4 主たる事務所

北九州市小倉南区長尾四丁目17番8号

5 代表者の氏名

安江 信

6 代表者の住所

北九州市小倉南区長尾四丁目11番26号

7 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

代表者の職務執行の停止の有無 なし

職務代行者の選任の有無 なし

8 代理人の有無 なし

9 規約に定める解散事由

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならないこととする。

10 認可年月日

平成31年4月9日

北九州市告示第162号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立門司駅前自転車駐車場、北九州市立門司港駅前自転車駐車場、北九州市立小倉駅北口自転車駐車場、北九州市立小倉駅南口自転車駐車場、北九州市立西小倉駅前自転車駐車場、北九州市立南小倉駅前自転車駐車場、北九州市立朽網駅前自転車駐車場、北九州市立下曾根駅北口自転車駐車場、北九州市立下曾根駅南口自転車駐車場、北九州市立德力嵐山口自転車駐車場、北九州市立若松駅前自転車駐車場、北九州市立若松渡船場前自転車駐車場、北九州市立八幡駅前自転車駐車場、北九州市立折尾駅西自転車駐車場、北九州市立折尾駅東自転車駐車場、北九州市立折尾駅前自転車駐車場、北九州市立黒崎駅前自転車駐車場、北九州市立陣原北自転車駐車場、北九州市立陣原南自転車駐車場、北九州市立本城駅前自転車駐車場、北九州市立九州工大前駅前自転車駐車場及び北九州市立戸畑駅前自転車駐車場並びに北九州市立河内自転車貸出し施設における使用料並びに放置自転車の移動及び保管に要した費用の徴収事務を次のとおり委託した。

平成31年4月9日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
公益社団法人北九州市シルバー人材センター	北九州市小倉北区片野新町一丁目1番6号	平成31年4月1日から同年6月30日まで